

軽自動車税

1. 軽自動車とは

軽自動車税は、軽自動車等の所有に対して課される市町村の普通税で、昭和33年に創設された税です。

2. 課税要件等

(1) 課税団体、課税対象（法442、442の2）

軽自動車税は、軽自動車等に対して主たる定置場所在の区市町村において課税します。

軽自動車等とは、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車をいいます。

(2) 納税義務者（法442の2）

① 軽自動車等の所有者に課税されます（所有者課税）。

なお、割賦販売などで売主が軽自動車等の所有権を留保している場合は、買主を所有者とみなして課税します。

② 軽自動車等の使用者に課税する場合があります（使用者課税）。

国または地方公共団体等が所有する軽自動車等の貸与を受けてその軽自動車等を使用する場合は、その使用者が納税義務者になります。

ただし、公用または公共の用に供するものについては、この限りではありません。

(3) 非課税等（法443）

次の場合には軽自動車税は課税されません。

① 国または地方公共団体等が所有する軽自動車等

軽自動車税

② 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業に使用されている軽自動車等で市町村の条例で定めるもの

③ 在日外国政府機関の所有する軽自動車等

(注) 東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る軽自動車税の非課税等の概要 (法附57)

① 法附則第52条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車、二輪自動車等、小型特殊自動車、を次の期間に取得したときは、それぞれに対応した年度分が非課税となります。

	期 間	年 度 分
1	平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日	平成29年度分
2	平成29年 4月 1日～平成30年 3月31日	平成29年度分及び平成30年度分
3	平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日	平成30年度分及び平成31年度分

② 法附則第52条第二項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車を上記期間内に取得したときは、上記表の期間に対応した年度分が非課税となります。

③ 法附則第57条第二項に規定する政令で定める者が、対象区域内自動車以外の軽自動車を上記①の表の期間内に取得した場合において、当該自動車を取得した後に、対象区域内自動車が対象区域内用途廃止等自動車に該当することになり、かつ、当該軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、上記①の表の各期間に対応した年度分の徴収金が免除されます。

(4) 税率 (法444、附則30)

軽自動車税の標準税率は、下表のように定められています。制限税率は、標準税率の1.5倍です。

車 種		年 額
自 原 動 機 付 車	二輪のもので 総排気量50cc以下 定格出力600W以下	2,000円
	二輪のもので 同50cc超90cc以下 同600W超800W以下	2,000円
	二輪のもので 同90cc超 同800W超	2,400円
	(注) 三輪以上のもので 同20cc超 同250W超	3,700円

軽自動車税

小型特殊自動車 軽自動車	二輪（側車付を含む）		3,600円	
	三輪		3,900円	
	四輪以上	乗用	営業用	6,900円
			自家用	10,800円
	貨物	営業用	3,800円	
自家用		5,000円		
二輪の小型自動車			6,000円	

(注) 車室を備えず、かつ輪距（二以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が、0.5メートル以下の原動機付自動車及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が、0.5メートル以下の三輪の原動機自転車を除きます。

なお、下表に掲げる三輪以上の軽自動車については、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間又は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に、初めて車両番号の指定を受けた場合において、それぞれ平成30年度分又は平成31年度分の軽自動車税について、グリーン化特例（軽課）が適用され、適用される対象車と軽減後の税率は下記のとおりです。

対象車		軽減率	自家用		営業用	
			乗用	貨物	乗用	貨物
電気自動車、天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス基準NOx10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）		税率を概ね75%軽減	四輪以上	乗用 2,700円	四輪以上	乗用 1,800円
				貨物 1,300円		貨物 1,000円
			三輪	1,000円	三輪	1,000円
軽乗用車	平成32年度燃費基準+30%達成 ※かつ平成30年排出ガス基準50%低減達成又は平成17年排出ガス基準75%達成	税率を概ね50%軽減	四輪以上	乗用 5,400円	四輪以上	乗用 3,500円
軽貨物車	平成27年度燃費基準+35%達成 ※同上。			貨物 2,500円		貨物 1,900円
軽乗用車	平成32年度燃費基準+10%達成 ※同上。	税率を概ね25%軽減	四輪以上	乗用 8,100円	四輪以上	乗用 5,200円
軽貨物車	平成27年度燃費基準+15%達成 ※同上。			貨物 3,800円		貨物 2,900円
			三輪	3,000円	三輪	3,000円

軽自動車税

また、平成28年度4月1日から三輪以上の軽自動車（電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車及び被けん引軽自動車を除く。）に対する当該軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた日から起算して、14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽自動車については、当分の間、概ね20%重課します。

対象車及び重課する年度	重課率	自家用		営業用	
三輪以上の軽自動車（電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンハイブリッド軽自動車及び被けん引軽自動車を除く。） 当該軽自動車が初めて車両番号の指定を受けた日から起算して、14年を経過した月の属する年度以降の年度分	概ね20%	四輪以上	乗用 12,900円	四輪以上	乗用 8,200円
			貨物 6,000円		貨物 4,500円
	三輪	4,600円	三輪	4,600円	

(5) 納税の方法（法445、446）

軽自動車税の納税は、通常、4月1日（賦課期日）現在の軽自動車等の所有者に納税通知書を交付することによって行われます。納期は、原則として4月中において条例で定められます。

ただし、特別の事情がある場合は、これと異なる納期が定められることもあります。

軽自動車税は、自動車税とは異なり、賦課期日後に軽自動車等を取得したり廃車した場合にも月割課税はされません。

3. 事務の流れ

(1) 申告書の受付（法447）

納税義務者は、軽自動車税の賦課徴収に関し必要な事項を申告することとされています。

- ・ 申告書の内容を審査し、電算組織に入力します。

(2) 納税通知書の発付

4月1日現在の軽自動車等の所有者に対して納税通知書を発付します。

(3) 減免の処理（法454）

課税団体の条例の定めるところにより、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。減免は納税者からの申請に基づき行います。